

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 平尾高架橋補修工事

質問箇所	質問事項	回答
<p>1. 入札公告説明書 2-2. 余裕期間制度</p>	<p>(念のため、確認の意味でご質問させていただきます。) 「発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日後」とありますが、受注者が設定した工事の始期までの間は、主任（監理）技術者が本工事に関する業務にあたることができなくても差支えございませんか。（必要な準備は受注者が責任をもって行う。）</p> <p>例えば、受注者が工事の始期を「契約保証取得の日の翌日から120日後」に設定し、その始期の直前まで主任（監理）技術者が他の工事に従事していたとしても、始期から専任で配置できれば差支えございませんか。</p> <p>また、現場代理人についても主任（監理）技術者と同様に、工事の始期から専任で配置できればよろしいですか。</p>	<p>そのとおりです。</p>